

## 清水町立図書館資料収集方針

### 1 目的

町民の多様な生涯学習を支援する図書館活動を推進するため、図書館資料（以下「資料」という。）の収集に関する基本的な事項を定める。

### 2 基本方針

- (1) 図書館法に示された公立図書館の役割、利用者のニーズ及び社会的な動向に配慮して、広く町民の教養、調査研究、趣味、レクリエーション等に資する資料を収集する。
- (2) 国民の基本的人権の一つである「知る自由」を保障するとともに、公益社団法人日本図書館協会の「図書館の自由に関する宣言」を尊重し、公平な資料の収集を図る。
- (3) 「清水町子ども読書活動推進計画」にしたがい、学校、幼稚園、保育所などの子ども読書活動を支援するために必要な資料を収集する。
- (4) 資料収集に当たっては、次の点に留意する、
  - ア 多様又は対立する意見のある分野については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
  - イ 著者の思想的、宗教的、政治的信条にとらわれず、公平に資料選定を行う。
  - ウ 図書館員（以下「職員」という。）の個人的な関心や、好みによる資料選定を行わない。
  - エ 個人・組織・団体からの圧力や干渉により収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりしない。

上記方針により、図書館が収集した資料等がどのような思想や主張をもっていようとも、それを図書館及び職員が支持することを意味するものではない。

### 3 収集資料の種類

収集する資料は、国内で刊行された資料を中心とし、次のとおりとする。

- (1) 図書（一般書、参考図書、児童・青少年用図書、外国語図書）
- (2) 逐次刊行物（新聞・雑誌・その他）
- (3) 視聴覚資料
- (4) その他館長が必要と判断した資料

#### 4 資料別収集方針

資料別収集方針は次のとおりとする。

##### (1) 図書

###### ア 一般図書

町民の教養、調査研究・趣味、娯楽等に資するため、各分野にわたり、基本的・入門的な図書を中心に幅広く収集する。ただし、高度な専門書、学術書、学習参考書、各種問題集、切り取ること、書き込むことを目的とした資料は原則として収集しない。

###### イ 参考図書

町民の日常の調査・研究のために必要な辞典・事典・年鑑・目録・図鑑等を幅広く収集する。

###### ウ 児童・青少年用図書

児童図書については、発達段階にあわせた子どもの成長にとって有益な資料、本に親しみ読書習慣を形成するのに役立つ資料、調べ学習や学校との連携に資する資料等を幅広く収集する。

青少年用図書については、青少年の成長を助け、豊かな心や感性を育むために役立つ資料、及び社会に関心を向け進路や人生について思慮する際の参考となる資料等を幅広く収集する。

###### エ 外国語図書

外国の言語や文化に関する知識・情報を得ようとする町民に必要な資料を収集する。

###### オ 福祉関係資料

通常の資料形態のままでは利用が困難な障がい者及び高齢者の利用に供するため、点字図書、録音図書、大活字本、さわる絵本等を収集する。

###### カ 漫画本

原則として収集しない。ただし、学習に役立つもの、芸術作品として価値があるもの、入門書・解説等で内容が適しているものは収集する。

##### (2) 逐次刊行物（新聞・雑誌・その他）

###### ア 新聞

国内発行の主要な全国紙及び地方紙を中心に収集する。

専門紙・機関紙については、必要に応じて収集する。

###### イ 雑誌

国内発行の各分野における基本的な雑誌を中心に児童・青少年向けのものも必用に応じて収集する。

### (3) 視聴覚資料

著作権に配慮し、町民の趣味、教養、文化活動等、生涯学習及び課題解決を支援するために特に有効と思われる資料を収集する。

### (4) その他館長が必要と判断した資料

#### ア 官公庁出版物

政府諸機関が発行する資料については、主要なものを収集する。

地方公共団体、その他公的機関が発行する資料は、必要度の高いものを収集する。

#### イ 地域資料

清水町に関する資料は、図書・新聞・雑誌・行政資料・パンフレット・地図・写真等多様な形態の資料であっても可能な限り収集する。

静岡県・県内市町に関する資料は、基本的資料、歴史的資料及び清水町に特に関係ある資料を中心に収集する。

近隣地域に関する資料は優先的に収集する。

清水町の特色である「柿田川」をはじめとする水に関する資料を積極的に収集する。

清水町出身および在住者などの著作を積極的に収集する。

姉妹都市の資料の収集に努める。

ウ 前4号までに含まれない資料についても必要に応じ収集する。

## 5 資料の選定方法

(1) 収集する資料の検討は、本方針に基づき職員の合議によって行う。

(2) 図書館長は、この合議を受けて、資料の最終的な選定に関して責任を負う。

## 6 資料の提供

未所蔵の資料で町民からの資料要求があるものについては、職員の合議を図る。蔵書構成等から購入しないとした場合は、国立国会図書館、県立図書館、県内市町立図書館及び各種関係機関等との協力や連携により可能な限り資料の提供に努める。

## 7 資料の除籍・更新

図書館は、適切な資料構成を維持し、充実させるために資料の更新及び除籍を行う。

(1) 資料全体を見極め、将来の利用を予測して資料価値のなくなった資料は

除籍する。

- (2) 除籍対象となった資料が基本的な資料又は利用度の高い資料であった場合は、同一若しくはより新しい同類の資料を収集し、補完する。
- (3) 制度の見直しや新たな発見等のあった分野については、最新の情報を得られる資料の収集に配慮する。

## 8 その他

本方針に定めるもののほか、資料収集に関する事項については、館長が別に定める。今後、町民の利用実態、図書館サービスの進展、地域社会の変化にあわせて適宜改訂するものとする。

### 附則

この方針は、令和元年9月10日から施行する。